

投資信託累積投資約款 (九州未来ファンド)

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社西日本シティ銀行（以下「当行」といいます。）のあいだの、明治安田アセットマネジメント株式会社の発行する追加型証券投資信託九州未来ファンド（以下「本ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。
当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条 (申込方法)

1. 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。ただし、すでにほかの累積投資において契約(分配金受取型ファンド専用の累積投資契約を除く)が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込が行なわれたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当行はただちに本ファンドの自動けいぞく投資口座を設定いたします。
3. 上記1. ただし書きにもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

第3条 (金銭の払込み)

申込者は本ファンドの買付けにあてるため、初回申込の場合 1,000 円以上 1,000 円単位、2回目以降の場合 1,000 円以上 1,000 円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第2回目以降は随時払込むものいたします。

第4条 (買付時期・価格)

1. 当行は申込者から買付けの申込があったとき、遅滞なく本ファンドの買付けを行います。
2. 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
3. 買付けられた本ファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条 (保管及び管理)

1. この契約により買付けられた本ファンドは投資信託受益権振替決済口座管理約款の定めにしたがい、振替決済口座に記載又は記録します。
2. 当行は、当該保管にかかる本ファンドにつき、保管料を申し受けることがあります。

第6条 (果実の再投資)

1. 前条の保管及び管理にかかる本ファンドの果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。
2. 申込者は、いつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものとします。

第7条 (返還)

1. 当行は、この契約に基づく本ファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求日の価額に基づくものといたします。

2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行なうものとします。

第8条 (解約)

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (3) この契約にかかる本ファンドが償還されたとき。
 - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく保管中の本ファンドを第7条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

第9条 (申込事項等の変更)

1. 改名、転居及び届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第10条 (その他)

1. 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく本ファンド返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく本ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく本ファンドの買付けもしくは本ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。

以上